＼ 知財のいまを知り 未来を創る ／

とっきょ

特許庁

VOL. 42

4·5月号

2019年3月25日

特集1

世界で勝負する中小企業の知財戦略 ▸P2

特集2

知財を活用した海外展開を支援します! ▸P8

あなたの悩み、解決します

知財総合支援窓口へようこそ! ▸P12

JPO通信 ▸P14

大ヒット商品の歴史を辿る あのとき、あの知財

たまごっち ▸P16

特集 1

世界で勝負する 中小企業の知財戦略

工業製品や農産品等の積極的な輸出先の開拓や、生産/開発拠点の海外進出など、
世界の経済成長を取り込むべく、日本企業はグローバル化を加速しています。
それに伴い、日本企業による「海外での知的財産権取得・活用」が一層重要になっています。
世界で勝負しビジネスを成功させた中小企業、その挑戦の影には、
「知財」の上手な活用が隠されています。
今回は「海外展開×知財」をテーマに、
中小企業の海外展開における
知財活用の必要性やノウハウに迫ります。

日本企業の海外進出

高まる海外進出意欲、狙いは中国、ベトナム

ASEAN(66.5%)、中国(54.5%)、台湾(47.4%)。これは、海外ビジネスに関心が高い日本企業・約1万社を対象とした調査のうち、中小企業が挙げた輸出先の上位国・地域です。

また、今後さらに海外進出の拡大を図るとした大企業・中小企業が、拡大を図る国・地域として挙げたのは、トップが中国、次いでベトナム、タイ。市場規模やニーズ拡大を見越した中国への事業拡大・新規事業の検討意欲が高まるとともに、なかでもベトナムは3年連続で増加しての2位と、進出先としての期待が寄せられています。

中小企業における海外ビジネスによる経営への影響では、「売上高」「企業・製品のイメージ」などの項目で順調に向上・増加がみられます。さらに、売上高への影響では、早期に海外展開した企業ほど、より利益を享受していることがわかります。限りある日本市場だけでなく、海外市場への積極的な展開が今後のビジネスの流れであり、カギになるといえます。

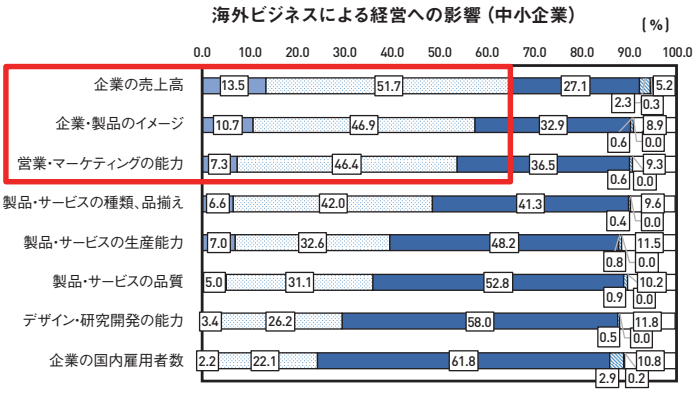

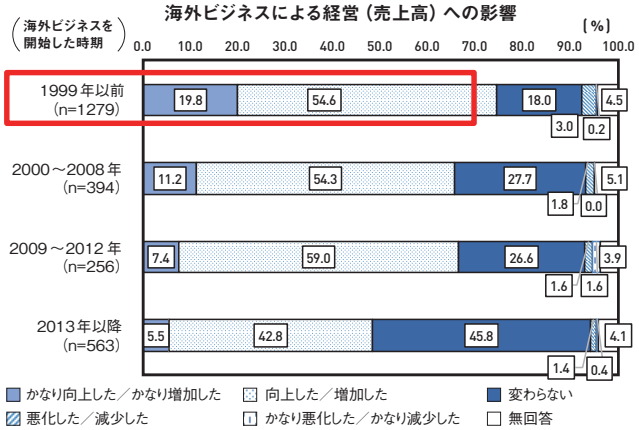

参考・グラフ引用(一部修正):ジェトロ海外ビジネス調査
「2017年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」

海外における知的財産権の活用

国際出願制度をうまく活用し、適切な権利取得を

グローバル化が進むなか、なぜ、海外（現地）での知財保護が重要なのでしょうか?

知財制度は国ごとに独立しているため、日本で権利取得していても海外では何の効力もありません。海外で知財保護がないと、自社製品の模倣品が出回り売上アップにつながらなかったり、自社技術が流出したりする恐れがあるうえに、それを止めることができません。また、進出先での知財に無関心だと、逆に自らが現地企業の知財権を侵害し、訴えられる可能性もあります。

このように、せっかく大きな決断・投資をして海外進出を図っても、知財保護を後回しにした結果、投資が無駄になるばかりか、損失が生じるリスクも高まります。

海外で知財を取るのは面倒だと思っていませんか?

確かに海外での知財取得に、各国それぞれに出願書類を準備して直接出願する方法を用いると、手間もお金もかかります。しかし、今は条約に基づく「国際出願制度」を利用する方法もあります。特許、意匠、商標いずれも利用でき、多少制度は異なりますが、共通して「条約により定められた1通の出願書類を作成・提出することにより、複数国に同時に出願したのと同じ効果が得られる」制度です。簡単な手続で複数国に出願でき、経費の削減や手続の一括化など、多くのメリットが得られます。

進出先が少ない場合には直接出願、多くの国に出願する場合や経費負担を先送りしたい場合は国際出願など、状況に応じてうまく使い分けることができます。

国際出願制度の詳細は以下よりご覧ください。

特許協力条約（PCT）に基づく特許の国際出願制度	ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度	マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度

世界の知的財産権の状況

出願動向の変化と知財意識のグローバル化

世界の特許出願件数は2007～2016年の10年間で約1.7倍に拡大し、特に中国での出願件数増がめざましく、2016年には世界の特許出願の約4割、意匠、商標でも多くを占めます。また、多くの国においては自国以外の出願人からの出願比率の方が高くなっています。

このように世界的に知財意識が高まるとともに、知財を活用してグローバルなビジネス・競争を優位にしようと、世界で積極的に海外出願されていることがうかがえます。

主要貿易相手国である米国や中国、進出先として期待されるASEAN、つながりの深い韓国や台湾、欧州など、世界の経済成長を取り込むべくグローバル化を加速する日本企業にとって、先駆者の経験を参考に海外進出を成功に導くべく「知的財産権取得のグローバル化」を進めることも今後の重要な課題です。

参考・グラフ引用（一部修正）：特許行政年次報告書2018年

世界の特許登録件数の推移

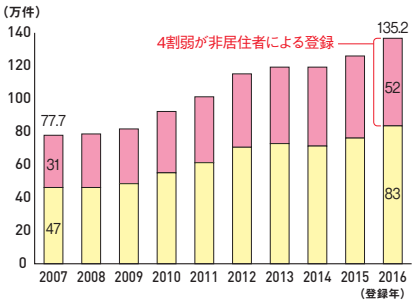

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

世界の特許出願件数の推移

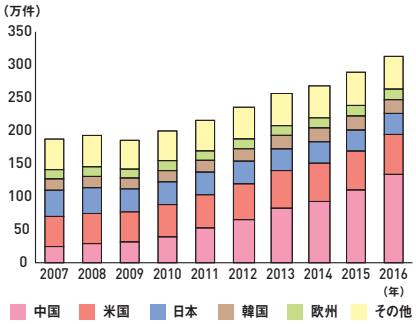

（資料）WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

世界の意匠登録出願件数の推移

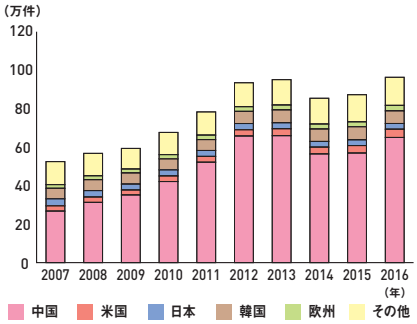

（資料）WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

世界の商標登録出願件数の推移

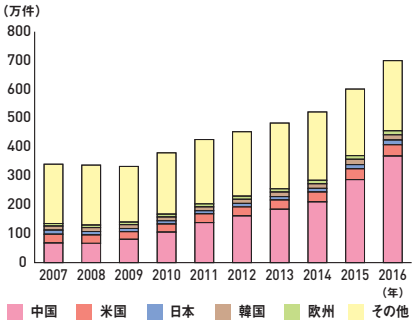

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics、中国商標戦略年度発展報告（2016）（2015年、2016年SAIC件数）を基に特許庁作成

PCT 特許協力条約（PCT）に基づく特許の国際出願制度

ローツェ（広島県福山市）

半導体メーカーの海外進出とともに海外拠点を展開して知財を獲得

半導体メーカーを支える縁の下の力持ち

「世の中にないものをつくる」という信念のもと、半導体の製造工場で使用されるウエハ搬送装置などの開発・製造を行うローツェ。ごみの発生や汚染がないこと、故障しにくいことなど、約600の行程に細分化された半導体製造工程で求められる品質を高い精度でクリアし、国内外の半導体メーカー、半導体製造装置メーカーから高く評価されています。また、同社が開発したダブルアーム仕様の搬送ロボットは従来の3倍の搬送能力を有し、ユーザーの歩留まり（製造ラインで生産される製品から不良製品を引いた割合）向上に貢献しています。

ダブルアームを搭載した大気搬送ロボット

こうした技術は、基本的に社内で特許出願の手続きを行います。発明者の「出願申請書」をもとに、知財担当者が先行技術調査を行い、項目ごとに評価。この「特許評価シート」を役員、技術部長などが参加する出願検討会で提示し、出願可否を決定します。

そして1年以内に外国出願も検討。以前は国内出願のみの技術が多かったものの、近年は積極的に海外への出願を進めています。

「最初の外国出願は1993年で、ダブルアーム仕様の搬送ロボットの特許を韓国で取得。次に、ウエハを半導体製造装置に出し入れするロードポートの特許をアメリカ・韓国・台湾・ドイツに出願しました」と話すのは、社長室で知的財産担当を務める掛谷信樹さん。その背景には、国内の半導体メーカーが次々に製造拠点を海外に移したことがあるといいます。

「半導体メーカーが拠点を移すなら、私たちも現地で生産・保守対応するのが当然。また最近では、国外の半導体メーカーの台頭とともにさらに海外展開に注力しています」と掛谷さん。現在はアメリカ、韓国、台湾、中国、欧州など、顧客の拠点がある地域を中心に、主にPCT国際出願による特許出願を行っています。「開発当初は、その技術の将来性が判断しにくい。PCT国際出願制度を使えば、国内出願から最大30カ月まで検討できるのが助かります」（掛谷さん）。海外での保有特許は90件に上りますが、「中小企業海外出願支援補助金」を2回利用し、出願コストを抑えています。

ロードポート

海外に子会社や製造拠点を次々と設立

1996年に台湾、シンガポール、アメリカに子会社を、生産拠点をベトナムに設立。翌年に韓国、2008年には中国に子会社を設けました。当時、こうした業種でベトナムに生産拠点を置いたのは同社が初めて。その理由には、アルミニウムの調達コストや電力コストの安さ、勤勉な国民性が挙げられます。現在は日本で設計・開発を行っていますが、今後ベトナムでの設計・開発が可能になれば、現地での独自出願も必要になると考えています。

今後は、半導体メーカーが保有技術を活用して参入しやすい創薬・ライフサイエンス分野にも力を入れていくそう。掛谷さんは「特に海外メーカーは、新規取引の際に特許件数で信頼性を判断することが多い。海外での事業拡大のためにも、知財を取得・管理していく重要性を感じています」と語りました。

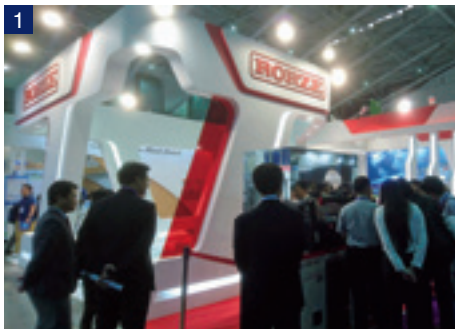
1

2

①台湾での展示会の様子　②社長室知的財産担当の掛谷信樹さん

クロスフォー（山梨県甲府市）

見た目にわかりやすい意匠を権利化しライセンスビジネスに活用

業界に先駆けて宝石のカット法を特許出願

宝石輸入商として1980年に事業を立ち上げ、1987年に前身となるシバドを設立。バブル崩壊に際して「これからはオンリーワンか、ナンバーワンでなければ生き残れない」と痛感した土橋秀位代表取締役社長は、大手商社などを相手にする輸入商のナンバーワンではなく、オンリーワンの商品開発の道を選びました。

「私の強みは数多の宝石を扱ってきたこと。当時、宝石のカット法が外国で特許取得されたと知り、それなら自分にもできると思いました」と土橋社長。中央に十字が現れる美しいカット法を「クロスフォーカット」として特許取得したのには、自社ブランドを立ち上げ、唯一無二の商品展開を行うことが念頭にありました。

中央に十字が現れるクロスフォーカット

商品価値の向上を模索するなか、ダイヤモンドが常に揺れ動き、より美しく輝く「ダンシングストーン」という宝石のセッティング構造を開発。すぐに国内外で商標、特許、そして意匠の出願を行いました。

毎年多くのデザインが発表されるジュエリー業界では、デザインを知財として保護することは稀だといいます。しかし、「ビジネスで必要なものは些細なものでも知財で守る」という土橋社長の意識のもと、細かなパーツや販促物、パッケージに至るまで意匠権を取得しています。

土橋秀位代表取締役社長

現在は自社内に製造拠点を持たず、県内の協力企業に製造委託するファブレス型を採用。ジュエリー製造業が盛んな山梨の強みを活かし、生産量を確保しながら地場の産業発展にも貢献しています。

コアパーツのライセンスで世界の市場を席巻

クロスフォーカットが自社ブランドを冠しているのに対し、ダンシングストーンにはあえて社名を付けていません。「『クロスフォー』と名の付く商品は、他社ブランドでは扱ってもらいにくい。一方で、ダンシングストーンの技術やパーツを販売し、ライセンス契約で広めていくビジネスモデルなら、大きな市場である海外でも展開しやすいと考えたのです」（土橋社長）。

コアパーツには発売当初からPCTナンバーを刻印し、特許出願済みであることを海外でもアピール。さらに各パーツの意匠権を取得し、意匠による税関差止を行います。

土橋社長は「コアパーツなどは、見た目でわかる意匠で保護するのが効果的」と話します。国内外への知財の出願件数は350件以上、そのうち意匠権は半数以上の196件に上ります。

また、特にインターネットサイトなどでの模倣品販売が多い中国を中心に、調査から警告、行政法執行の申し立てなど、徹底的に模倣品対策を実施。法務・知財課の担当者2名体制で取り組んでいます。

現在、「ダンシングストーン」は完成品だけでも世界中で50万個が販売されています。米国や欧州などの消費国では商標を、アジア、インドなどの生産国では特許や意匠を中心に取得。特にアジア圏の生産国では、比較的細かいパーツまで権利化しています。「すべての国で、あらゆる知財を権利化しようとすれば、当然ながら膨大なコストがかかります。現地の販売状況も踏まえ、ハーグに限らず、PCTやマドプロなども活用して効率的に権利取得しています」（土橋社長）。世界30カ国以上の国・地域で販売される人気商品は、綿密な知財管理と模倣品対策によって輝きを保っています。

①調査によって発見した模倣品のサンプル
②香港ジュエリーショーの展示ブース（2018年3月）

カモ井加工紙（岡山県倉敷市）

国内外で人気のマスキングテープ 信頼性とブランド力アップに知財を活用

海外での商標出願に注力し模倣被害に対応

日本で初めて「ハイトリ紙」（粘着性のテープでハエを捕獲・駆除する製品）を開発したカモ井加工紙。海外製品に比べて安価で手に入り、高品質な「カモ井のハイトリ紙」は評判に。一時は同業他社が20社以上にもなる一大産業でしたが、薬剤での殺虫が主流になると捕虫紙自体の売り上げが伸び悩みます。そこで、粘着の技術を活用した粘着テープ事業に着手。運搬用木箱から段ボールへの変化、マイカーブームに伴う塗装用テープの需要増大なども後押しし、中核事業となっていきます。

「テープの製法はあえて特許出願せず、社外秘にしています。一方、商標権などの知財は国内外できちんと権利化すべきだと考えています」と鴨井尚志代表取締役社長。かつて、同社のクラフト粘着テープ「ビスタック」の商標が台湾で冒認出願された苦い経験があり、以来、海外での商標登録に力を入れています。海外での出願数は102件、うち現在有効なものは63件。複数国に出願する際は、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度（マドプロ）を利用しています。

「中国などでは、弊社の製品画像をそのままパンフレットに使用したり、似た形のロゴで類似品を販売したりと模倣の被害が後を絶ちません。きりがありませんが、品質とブランドを守るためにも対策が必要です」と営業部国際課の高橋論さんは話します。

1

2

①鴨井尚志代表取締役社長　②人気の工業用マスキングテープ「KABUKI」のロゴに使用している隈取り図とテキスト、飾り文字を中国で商標登録していたが、非常に類似した「KVBAKI」という商標が登録されてしまったため、対策を検討中

3

4

③2019年2月にドイツで行われた展示会のブース
④営業部国際課の高橋論さん

フランスを発端に世界中で大人気商品に

日本国内のみならず、世界中で大ヒット商品となっている装飾用のマスキングテープ「mt」は、同社の主力商品である工業用マスキングテープを応用したもの。工業用マスキングテープを装飾やアートに用いている女性たちから届いた「好きな色のテープを作ってほしい」という声に応えたのが始まりです。

老舗企業が多い文具業界で、それまで市場になかった商品を取り扱うのは苦労がありましたが、積極的に展示会に出展してアピールしました。展示会で初めに興味を示したのは雑貨や日用品アイテムの小売チェーンでした。薄くて強度があり、自由に貼って剥がせる和紙のマスキングテープはやがて大ヒット。最初は22色・10柄の32アイテムでしたが、現在は約600種が流通し、累計では2500種を超えます。

2010年、日本貿易振興機構（ジェトロ）の紹介でmtをフランスの展示会に出展したところ、現地のバイヤーから注文が殺到。国内外での予想以上の手応えに急いで商標出願を進めました。2014年に国内で「mt masking tape」を商標登録、同年に欧州、中国、台湾など13の国・地域に出願。「外国出願補助金」を使用し、複数国へ出願するコストを最小限に抑えました。

「初めてフランスに出展した時は『これは何？ 石鹸？』といった反応でしたが、今では展示会に入場制限がかかることも。しかし同時に、粗悪な模倣品も出回っています。『mt masking tape』が当社の登録商標であること、オリジナルの高品質な製品であることを強くアピールしていきます」と高橋さん。製品の信頼性を守るためにも、国内外での対策に今後も力を入れていく方針です。

mt masking tape

「mt masking tape」の商標（図形）

JAひがしかわ（北海道上川郡東川町）

海外へのブランド力拡大をめざし積極的に商標出願を進める

東川町の農産物を商標でブランディング

北海道の中央に位置し、豊かな自然に囲まれた東川町。長い年月をかけて湧き出した大雪山の雪解け水を生活用水とし、北海道で唯一、上水道のない町としても知られます。この水で育てられた米や野菜などの農産物も豊富で、特に「東川米GAP」「信頼の証10か条」などの独自の厳しい品質管理基準に基づいて生産される「東川米」は、全国的にも評価が高まっています。

JAひがしかわ（東川町農業協同組合）は「東川米」を2007年に地域団体商標として出願し、2012年に登録。続いて2009年には豊富に湧き出す水を「大雪旭岳源水」として出願し、2013年に飲料水を指定商品とする地域団体商標としては全国で初めて登録されました。営農課の高橋賢課長は「単に模倣品を排除するだけではなく、戦略的にブランドをアピールするために商標を使っていきたい」と話します。2014年に農業ビジョンを策定し、地域ぐるみでブランドの地位向上をめざしています。

「ありがたいことに、東川米は全国の皆さんに好評で、国内だけでも十分な需要をいただいています。しかし、国内の米の需要が年々減っているのは事実。そこで、JAひがしかわだけでなく、東川町全体として海外展開を見据えることにしたのです」と話すのは米穀課の山下裕輝主任。台湾への出荷が始まったのを機に、台湾に商標出願しました。

「東川米」と「大雪旭岳源水」は海外でも人気

ところが、「東川米」「大雪旭岳源水」の商標が、中国や台湾で冒認出願されていることが明らかに。早急な対策が必要となり、特許庁の冒認商標無効・取消係争支援事業を利用。登録無効取消審判などの手続きを行い、2017年に無事に無効となりました。この経験からあらためて外国出願の必要性を実感し、以降はマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度（マドプロ）を利用するなどして海外での商標取得を進めています。

ロシアへ販路拡大、さらなる展開をめざす

JAひがしかわでは現在、新しい販路としてロシアでの販売に力を入れています。ロシアを経由し、最終的には欧州方面まで販路を拡大したいと考えています。

ロシアでの試食会の様子

また、東川米や大雪旭岳源水だけでなく、新たな商品開発にも意欲的です。「今、力を入れているのは『ひがしかわサラダ』です。大雪旭岳源水で育ったおいしい野菜を新鮮・安全に届けるため、厳しい栽培基準と『サラダGAP』によって生産しています」（高橋課長）。国内ではすでに商標を取得し、海外での出荷をめざして外国出願も視野に入れています。

高橋課長は、「私たちは農協ですから、地域全体の農産業の活性化を目標とし、米や野菜の生産者、町の住民にも東川町のブランドをしっかり理解してもらう責務があります。そのために、きちんと権利を取得し、行使できるよう整えておくことが重要だと思います。知財についてはやはり素人なので、専門家や専門窓口をうまく活用すべきですね」と話します。

東川町の水や米、野菜は、世界で認められるブランドへと着実に育っています。

1

2

①営農販売部営農課の高橋賢課長
②東川米を積極的にアピールする営農販売部米穀課の山下裕輝主任

特集2

知財を活用した海外展開を支援します！

特許、意匠、商標などの知的財産権は、原則として国ごとに取得しなければなりません。
したがって、海外展開の際には、展開先の国の知財権についても意識しておくことが重要です。
特許庁では、中小企業の海外展開を支援するためのさまざまな施策を行っています。

海外の知財について情報を収集したい！

知財に関する相談を無料・ワンストップで受付！

知財総合支援窓口

海外での事業展開における知財についての課題や相談を、アイデア段階から無料・ワンストップで受け付けます。より専門的な相談や高度な相談については、弁理士や弁護士、海外知財専門家などの専門家と協同して無料でアドバイスします。

窓口は全国47都道府県に設置され、電話相談・窓口相談を受け付けています。訪問による支援も可能です。

［お問い合わせ先］

TEL.0570-082100（全国共通ナビダイヤル）
※8:30～17:15（土日・祝日は除く）
※各窓口により時間が異なる場合があります
URL https://chizai-portal.inpit.go.jp/

支援の流れ

［企業］電話
↓
［知財総合支援窓口］担当者が相談にお答え
↓
必要に応じて専門家が支援
↓
フォローアップ支援

専門家が訪問してアドバイス！

海外知的財産プロデューサー

企業での豊富な知財経験と海外駐在経験を有するスペシャリスト「海外知的財産プロデューサー」が、海外ビジネス展開に応じた知財リスクや、知財の管理・活用についてのアドバイス・支援を無料・秘密厳守で行います。

海外へ進出して「知的財産」を失う前に使える「転ばぬ先の杖」としてご活用ください。

［お問い合わせ先］

（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）知財活用支援センター
海外展開知財支援窓口
TEL.03-3581-1101（内線3823）
ip-sr01@inpit.go.jp

支援の流れ

特許庁・INPIT
↓
海外知的財産プロデューサー
↓ 海外事業展開の知的財産面での支援
中小企業等 → 海外市場

海外の知財についての情報を見るなら

新興国等知財情報データバンク

アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米などの知的財産制度や公報、統計などの情報へのアクセス方法や、模倣被害、訴訟対策、ライセンス実務などに関する情報を掲載したWebサイトです。

新興国　知財

海外での知財リスク対策マニュアル配布中！

①海外知財訴訟リスク対策マニュアル

海外展開における知財訴訟リスクのなかでも、とくに「中小企業の経営者が無防備」であったり、「中小企業の経営者自らが意図していなかった技術情報等のノウハウ流出がきっかけとなり、海外で知財係争や訴訟といったトラブルに巻き込まれる（訴えられる）」ことについて取り上げたマニュアルです。

こちらからダウンロード

②模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、調査報告書

特許庁のサイト内では、模倣品被害の多発する国・地域に関する有益な情報が取りまとめられています。

こちらからダウンロード

知財を海外で権利化したい！

外国出願補助金

海外での知財出願費用を1/2に

外国へ特許、実用新案、意匠または商標の出願を予定している中小企業に対し、外国出願に必要な費用の1/2を助成しています。公募の時期は例年5～7月が中心ですが、地域により異なるため、詳細は全国48地域の都道府県中小企業支援センターなどにお問い合わせください。

PCT国際出願に要する費用を安くできます！

①PCT国際出願に関する手数料の軽減措置

中小企業等が日本語でPCT国際出願を行う際に、「①調査手数料、②送付手数料、③予備審査手数料」の一定割合の軽減を受けることができます（①②は願書、③は予備審査請求書と同時に軽減申請をする必要があります）。

②国際出願促進交付金

中小企業等が日本語でPCT国際出願を行う際に、「④国際出願手数料、⑤取扱手数料」の一部に相当する額の交付を受けることができます（手数料納付後、所定の期間内に交付申請をする必要があります）。

※特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願制度とは…国際的に統一された出願書類を自国特許庁（日本国特許庁）に対して一通だけ提出すれば、すべてのPCT加盟国に同時に出願したことと同じ効果を得ることができる出願制度です。

海外での知財トラブルを解決したい！

海外での模倣品対策費用を1/3に 模倣品対策支援

海外で模倣品被害を受けている中小企業者に対して、海外侵害調査、警告状の作成、行政摘発の実施などの費用の2/3を助成します。

支援の流れ

企業	企業	ジェトロ	ジェトロ	調査会社	調査会社	ジェトロ	企業
			支援事業				
海外で模倣品発見	日本貿易振興機構（ジェトロ）に調査内容を相談、補助金を申請	審査、助成の決定	海外の調査会社と契約、侵害対策開始	侵害調査結果の報告	模倣品業者への警告・行政摘発の申請を代行	海外の調査会社へ費用を全額支払い	ジェトロへ経費の1/3を支払う

※調査結果に基づき、中小企業が年度内の警告・行政摘発の実施について判断

海外企業に商標を先取出願された場合の係争費用を1/3に 冒認商標無効・取消係争支援

現地企業から自社ブランドの商標や地域団体商標を冒認出願（知財権取得の正当な権利を有しない者が出願し、権利を取得してしまうこと）された中小企業に対し、異議申し立てや無効審判請求、取消審判請求などにかかる費用の2/3を助成します。

支援の流れ

企業	企業	ジェトロ	企業	企業	企業	ジェトロ
			支援事業			
海外で商標が先取りされているのを発見	ジェトロに補助金を申請	審査、助成の決定	異議申し立てや取消審判請求、提訴を実施	現地行政機関や弁護士などへ費用支払い	実績報告書をジェトロへ提出	補助金の確定・交付

※支援決定から翌年1月15日までに発生した費用を助成

海外企業から訴えられた場合の係争費用を1/3に 防衛型侵害対策支援

悪意のある外国企業から、冒認出願で取得された権利などに基づき、日本企業が権利侵害を指摘され、警告状を受けたり、訴訟を起こされたりした場合、対抗措置にかかる費用の2/3を助成します。

支援の流れ

企業	企業	ジェトロ	企業	企業	企業	ジェトロ
			支援事業			
海外企業から警告状や訴状が届くなど係争状態になる	ジェトロに補助金を申請	審査、助成の決定	弁理士・弁護士への訴訟前相談、訴訟、対抗措置、和解交渉など	弁護士などへ費用支払い	実績報告書をジェトロへ提出	補助金の確定・交付

※支援決定から翌年1月15日までに発生した費用を助成

海外用知財保険の掛金を1/2に 海外知財訴訟費用保険

中小企業が海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛金の1/2※を補助します。 ※2年目以降の更新の場合は掛金の1/3

制度の仕組み

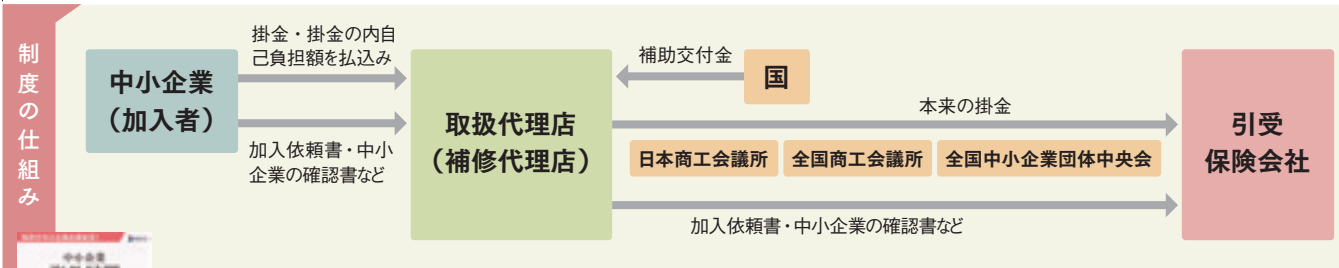

今回紹介している中小企業向けの海外支援策についてくわしくまとめたパンフレットは、こちらからダウンロードできます。

海外での【迅速】・【適切】・【円滑】な知財の取得、保護、活用の実現のために

中小企業を含めた日本企業の海外展開を後押しするため、特許庁では国際的な知財インフラ整備のための取組を行っています。国際政策課多国間政策室の小野孝朗室長に、その具体的な内容を聞きました。

国際政策課多国間政策室
小野孝朗室長

【迅速】な権利取得のために

海外の特許取得のスピードを上げるために日本国特許庁が提唱し開始したのが、「特許審査ハイウェイ（PPH：Patent Prosecution Highway）」です。PPHは、各特許庁間の取り決めに基づき、第１庁（先行庁）で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第２庁（後続庁）において早期審査が受けられるようにする枠組みです。

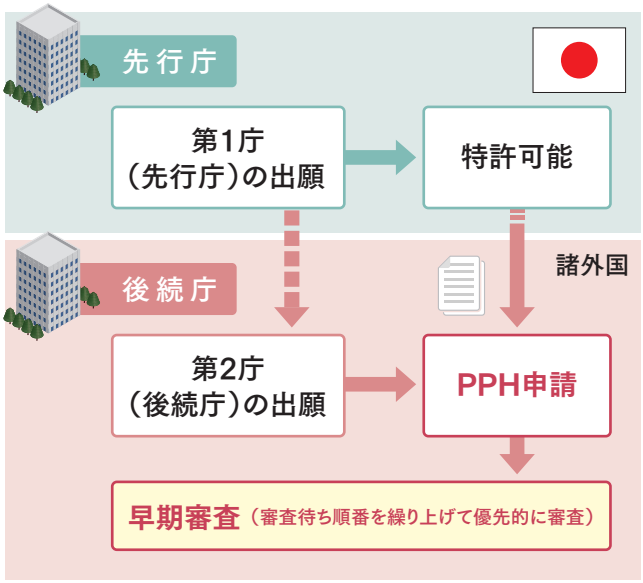

PPHを利用することで一次審査結果の通知（FA）が出るまでの期間を短縮できます。例えば米国では、通常16カ月ですが、PPHを利用すれば６カ月で審査結果がわかります。また、既に第１庁で特許性ありと判断された出願を対象とするため、第２庁での特許取得率のアップも期待できます。

2006年に日米間で世界初となるPPHを開始して以来、現在48の国・地域で実施されています。そのうち日本との間でPPHが利用できるのは、42の国・地域で、現在も拡大中です。

【適切】な権利保護のために

知財制度の不備があったり、適正に権利が利用できない国・地域では、模倣品や海賊版が作られ流通してしまうことが多々あります。そこで私たちは、被害状況の調査や情報収集を行うとともに、これらの国・地域に対して対策を強化するように働きかけています。また、模倣品、海賊版を税関で差し止めてもらえるように、該当国・地域の税関職員に対して研修を行うなど、取締り強化のための環境づくりも行っています。

冒認商標に関しては、特に被害が多い中国や台湾に対し、商標審査において日本の地名などを安易に登録しないなどの適切な対応を要請しています。また、日本のユーザーの皆様には、法的対応マニュアルを提供するほか、北京のジェトロ事務所と台北の日本台湾交流協会にワンストップで相談できる特別相談窓口を設けてもいます。

知財保護が十分ではない国へは、適切な知財保護の実現は、先進国のみならず、その国にイノベーションの創出促進やブランド力アップなどの経済発展をもたらすことだと理解してもらえるよう、啓発活動も行っています。

【円滑】な権利取得・活用のために

例えば同じ特許制度といっても日本と他国では、細かく見ると違う点もあります。そこで、日本のユーザーが海外でも日本と同じように知財権を取得・活用できるように、日本と他国の知財制度や運用を調和する働きかけを行っています。必ずしも相手国にすんなりと受け入れられない場合もありますが、そのようなときにどう上手く調整をしてWin-Winの関係としていくかが重要です。

カーリングに例えると、投じられたストーンが狙い通り進むよう（知財権の取得・活用）、氷の表面（＝各国の知財制度・運用がバラバラ、不十分）のスイープ（＝各国制度・運用の調和等の知財インフラ整備）に日々取り組んでいます。
ぜひ、相談窓口や支援策をご利用ください！

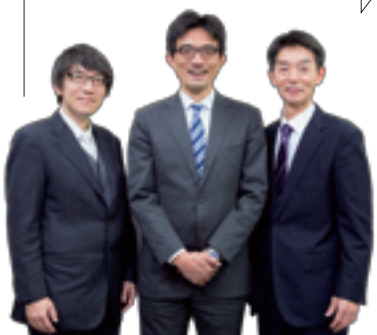

[右]国際協力課 西田 拓也課長補佐
[左]国際政策課 横田 之俊課長補佐

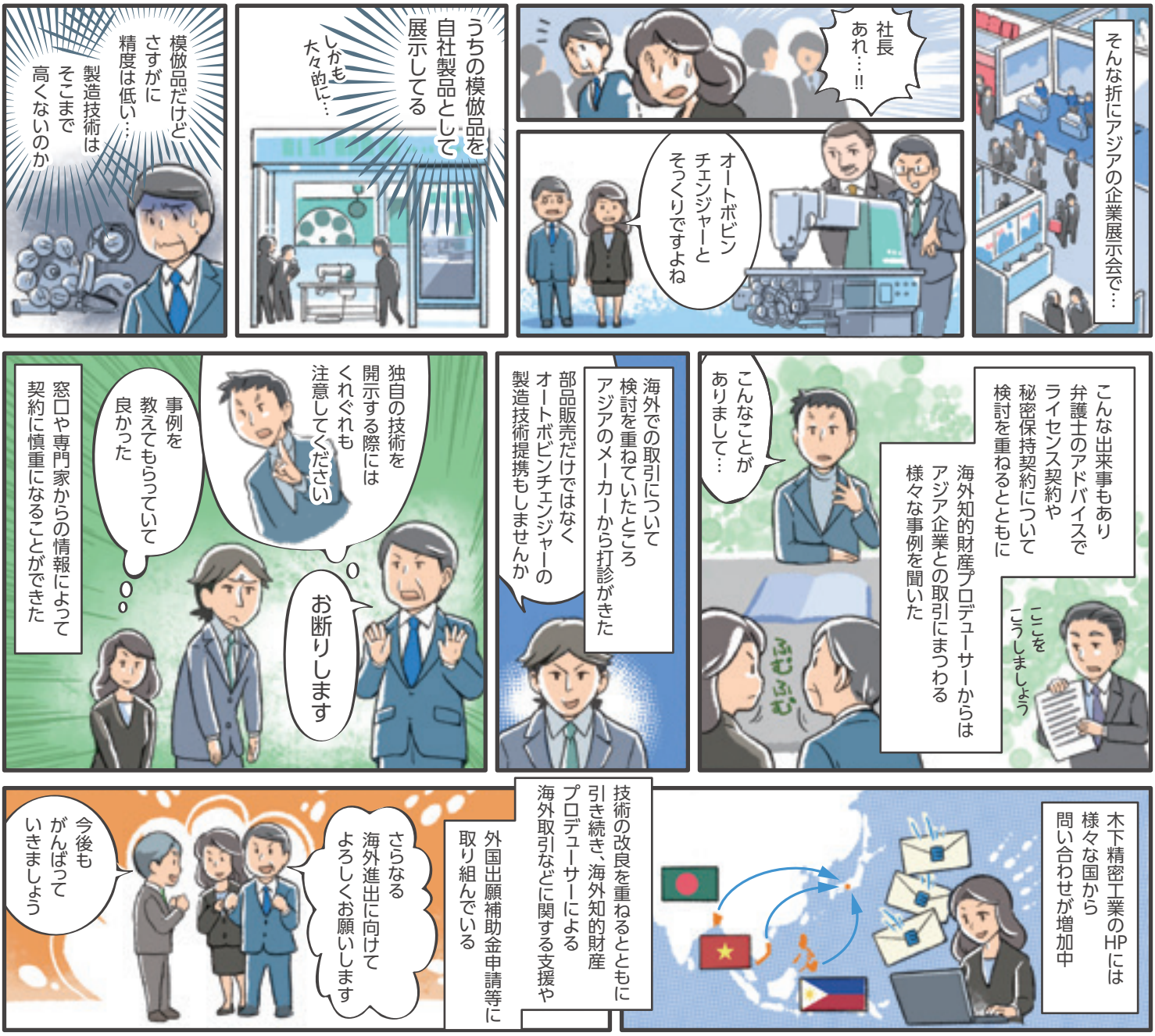

相談者より

私は発明が趣味で、窓口利用前から、当社業務に関連するものからしないものまで、さまざまな特許を取得していました。しかし、取得するだけで満足し、放置している状況でした。窓口を利用するようになって、当社の商標更新や、保有する産業財産権の棚卸しなどへのアドバイスをいただき、知財をビジネスに活用するためのノウハウが理解できるようになりました。海外展開においても親身にアドバイスをしていただき、本当に助かっています。(木下治彦 代表取締役)

窓口担当者より

「発明の源は現場にあり」をモットーとする同社は、革新的な技術開発とその保護にも極めて意欲的に取り組んでいただけました。同社製品のボビンチェンジャーは、効率化を図るアパレル工場に最適な商品であるため、海外での需要が今後も拡大していくことが予想されます。各国への外国出願補助金のご相談はもちろん、これからは外国人従業員からの技術漏えい対策などについても支援していければと考えております。(愛知県総合支援窓口:上野 哲郎)

知財総合支援窓口へのご相談はこちら

TEL 0570-082100 (8:30～17:15)
※土日・祝日は除く
※各窓口により異なる場合があります
URL https://chizai-portal.inpit.go.jp/

木下精密工業株式会社

【企業情報】

所在地	愛知県名古屋市北区丸新町201
URL	https://kinoshita-abc.jp/
設立年	1948年
業種	製造業
従業員数	70人

【企業概要】

主力商品である工業ミシン部品に加え、自動車内装品や工業ミシンの生産性を向上させる装置を製品化しています。国内外で特許権などを取得し、海外展開をしており、近年は航空分野の部品加工にも参入。2016年「はばたく中小企業・小規模事業者300社」、2018年12月「地域未来牽引企業」に選定。

あなたの悩み、解決のお手伝いをします

第5回 知財総合支援窓口へようこそ!

CASE 5 木下精密工業株式会社

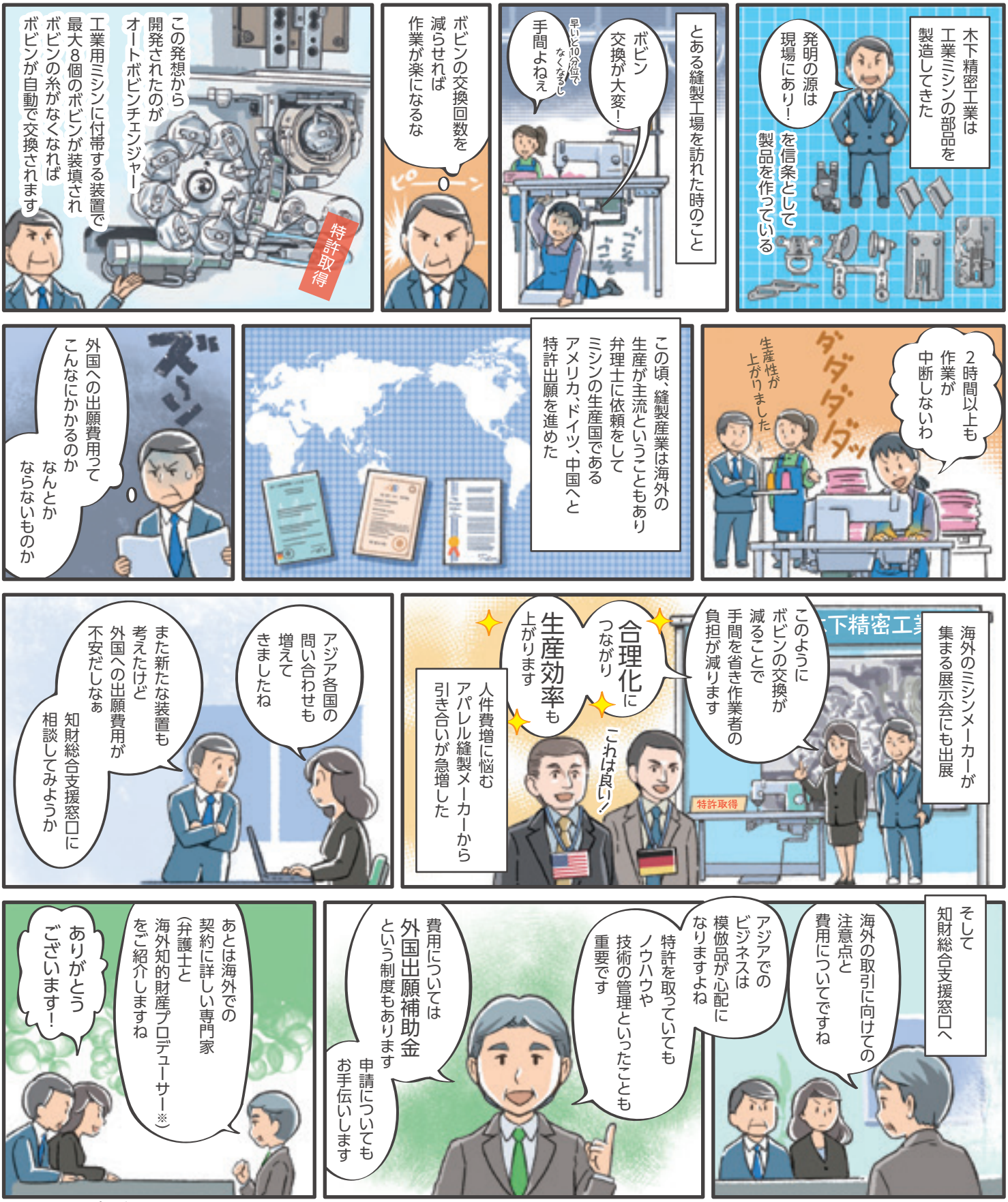

※海外知的財産プロデューサー:企業における豊富な知的財産経験と海外駐在経験を有する知的財産のスペシャリスト

JPO通信

特許庁

NEWS

新たな特許料等の減免制度が始まります

特許庁ではこのたび、中小企業等を対象とした新たな特許料等（審査請求料、特許料1～10年分、国際出願に係る手数料）の減免措置を講じることとしました。

施行日（2019年4月1日）以降に審査請求又は国際出願をした案件は、新制度により特許料等の減免措置が受けられます。

以下、特許料等の減免対象者と軽減率の一例です。

［中小企業、大学・試験研究機関等］　1/2に軽減
［小規模企業、ベンチャー企業である中小企業］　1/3に軽減
［福島復興再生特別措置法に係る事業を行う中小企業］　1/4に軽減

また、新制度では、以下のとおり、減免申請手続が簡素化されます。

■国内出願では、「出願審査請求書」の【手数料に関する特記事項】、又は「特許料納付書」の【特許料等に関する特記事項】に「減免を受ける旨」と「減免申請書の提出を省略する旨」の記載をすれば、減免を受けることが可能となり、減免申請書の提出が省略可能となります。
■国内出願、国際出願ともに、各種証明書類について、提出が省略可能となります。

詳細はこちらから

クレジットカードによる納付（指定立替納付）が可能になります

これまで、特許料等手数料の納付方法としては、特許印紙の貼付、予納された見込み額からの充当、納付書による現金納付、Pay-easyによる電子現金納付、金融機関の預金口座から振り替える口座振替の5つが認められていました。

2019年4月より、新たな納付方法として、指定立替納付制度（クレジットカード納付制度）が新設されます。ぜひご活用ください。

【クレジットカードによる納付の手順】

[1]クレジットカードの事前準備

「3Dセキュア」登録済みのクレジットカードを準備します。
※特許庁への事前手続は不要です。

[2]手続書類の作成

電子出願ソフトを用いて手続書類を作成します（書面手続はできません）。
手続書類には【手数料（又は特許料、登録料）の表示】欄に「【指定立替納付】」と「【納付金額】」の項目を設け、【納付金額】欄には当該手続の手数料等の金額を記載します。複数件まとめてオンライン出願を開始することで、一括してクレジットカード納付することが可能です。

[3]クレジットカード情報の登録（選択）と支払い手続

オンライン出願開始後、決済代行サービス業者のサイトに移行するため、決済に使用するクレジットカード情報を入力します。

[4]手続書類の提出

[2]、[3]の手続が完了すると、特許庁へ手続書類が提出されます。
※返還請求を行った場合は、原則指定立替納付者に返還し、指定立替納付が手続者へ精算を行います。

詳細はこちらから

最新情報はコチラをチェック

特許庁HP　特許庁Twitter　特許庁メルマガ登録

編集後記

2019年度「とっきょ」Vol.38～42発行を終えて

【「とっきょ」Vol.38～40　各号人気記事のご紹介】

38号

特集1
知的財産権で守られる日本の工業デザイン

詳細はこちらから

39号

特集2
特許庁の営業マン 産業財産権専門官とは!?

詳細はこちらから

40号

大ヒット商品の歴史を辿る
あのとき、あの知財
「カップヌードル」

詳細はこちらから

【みなさまからいただいたご意見・ご感想】

●新製品開発部門にも回覧したところ、「おもしろい」「参考になる」等、複数の継続購読希望の意見が寄せられました。知財に関する社内啓発に大変有益な情報誌だと考えております。[50代男性／会社員(知的財産関係部署)]

●マンガですと、とてもわかりやすいと思います。
[60代女性／会社員]

●知財を身近なものとして感じられる記載が多く、部署内教育にも役立っています。[40代女性／研究・教育機関]

●企業の規模に関わらず、技術と知財が融合して、独自の事業を展開していく様子はとても勇気づけられます。[50代女性／会社員(知的財産関係部署)]

特許庁広報室より

2018年度の「とっきょ」をお読みいただいたみなさま、制作にご協力いただいたみなさま、誠にありがとうございました。

この1年では、「Vol.38　意匠」「Vol.39　特許」「Vol.40　商標」「Vol.41　オープンイノベーション」「Vol.42　海外展開」の5号を発行させていただきました。バックナンバーは特許庁ウェブサイトにて公開しておりますので、ぜひご覧ください。みなさまからの率直なご意見、ご要望もお待ちしております。

今年度は、[1]ビジネスに役立つ情報をお届けする、[2]タブレットやスマホでも見やすいWebマガジン形式でも配信する、[3]みなさまからのご意見を積極的に伺う、といった点を特に重視してきました。引き続き、みなさまにご活用いただける情報を提供できるよう、広報室一同努力してまいります。次年度もどうぞよろしくお願いいたします。

みなさまの
ご意見・ご要望を
お知らせください

とっきょ Vol.42

2019年4・5月号
発行:2019年3月25日 制作:特許庁広報室

問い合わせ
03-3501-6792(特許庁広報室直通)
※平日9:00～17:30

こちらから最新記事と
バックナンバーが
ご覧いただけます

大ヒット商品の歴史を辿る

あのとき、あの知財

長く愛されているロングセラー商品や、一大ブームを巻き起こした
ヒット商品には、そうなるべき理由がありました。
開発者の熱い想い、徹底したこだわり、伝統とブランド――
発想と技術に裏打ちされ、長く守られてきた商品の歴史と
今日に至るまでの魅力をひもときます。

たまごっち（株式会社バンダイ）

©BANDAI,WiZ

発売：1996年11月～
たまご型の携帯育成ゲーム。当時、女子高生を中心に
人気に火が付き、世界中を巻き込んだ大ブームとなった。

世界中を巻き込んだたまご型の育成ゲーム

社会現象にもなった平成の大ヒット玩具

キーチェーンで携帯し、不思議な生き物を育てるゲーム「たまごっち」。この初期のモデルは30以上の国と地域で販売され、世界中の人々がこのゲームに殺到した。発売から2年半で4000万個以上を売り上げ、連日ニュースで報道されるほどの社会現象となった。

生命を連想する「たまご」型と、同じ時間を共有する意味での「ウォッチ」を組み合わせた名称、キャラクターの不思議な魅力などに加え、自分の都合で電源のオン・オフができない仕様や、当時玩具としてはタブーとされていたうんちの処理、キャラクターの死など、「かわいさが2割、面倒さが8割」というペット飼育の楽しさと難しさを表現したことが大ヒットの理由の1つ。その頃、流行の発信源だった女子高生をターゲットにしたこともブームの一端を担うが、当初はバンダイもここまで人気が出るとは予想していなかった。発売直後に模倣品が爆発的に出回り、特に、たまご型の外観と正面中央の液晶パネル、正面の操作ボタンを模した商品が大量に販売された。当初は、意匠権、商標権の取得前であったため、まずは不正競争防止法により模倣品対策に奔走。その後、意匠権（第993383号）、商標権（第4070675号等）を取得して対策を講じることにより、徐々に被害は沈静化した。

また、海外については、国ごとに異なっていた商品名に個別に対応するため、1997年には27の国･地域に147件、39種類の商標を出願した。

模倣品を許さない国内外への知財対策

やがて最初のブームが収まると一時販売を休止。しかし2000年代、「女子高生が過去のたまごっちで遊んでいる」と耳にする。2004年に「かえってきた! たまごっちプラス」が発売されると、初期のブームを知らない小学生が反応。その後も、キャラクター同士の結婚により両親や祖父母のデザイン的特徴を子孫に受け継がせる仕様（特許第6055147号）などの新機能を次々に加え、これまでに累計17タイトルを販売。今では50以上の国・地域で販売され、累計出荷数は8200万個を超える。

リニューアル時には、初期の経験を踏まえてあらかじめ国内外で知財対策を行った。商標権、意匠権などの取得、知財による税関差止のほか、事前に模倣品対策済みであることを公表。また、模倣品製造工場の摘発にも注力し、その結果も発表して「模倣品に厳しいバンダイ」をアピールしている。「たまごっち」は、子どもたちに受け継がれるブランドとして今も進化を続けている。

赤外線通信機能を搭載して復活した
「かえってきた! たまごっちプラス」

2018年発売の最新モデル
「たまごっちみーつ」